

令和2年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月30日 午前10時15分		
	閉 会	9月30日 午後0時37分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
	8	與 那 勝 治		
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	—	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

令和2年9月30日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第33号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第34号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	討論・採決
3	議案第35号	今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第36号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第37号	北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約について	討論・採決
6	議案第38号	令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	討論・採決
7	議案第39号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について	討論・採決
8	議案第40号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	討論・採決
9	議案第41号	令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について	討論・採決
10	認定第1号	令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
11	認定第2号	令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
12	認定第3号	令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
13	認定第4号	令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について	討論・採決
14	陳情第5号	「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める陳情	報告・質疑 討論・採決
15	陳情第6号	県産品の優先使用について（要請）	報告・質疑 討論・採決
16	意見書第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	説明・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
17	意見書第4号	「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める意見書	説明・質疑 討論・採決
18	決議第5号	「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める決議	説明・質疑 討論・採決
19	決議第6号	吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議	説明・質疑 討論・採決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時15分)

日程第1. 「議案第33号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第33号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第33号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第34号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第34号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第34号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第35号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第35号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第35号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第37号 北部広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第37号 北部広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第37号 北部広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約について」は、原案の

とおりの可決されました。

日程第6. 「議案第38号 令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第38号 令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第38号 令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第39号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第39号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第39号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第40号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第40号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第40号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第41号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第11. 「認定第2号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第12. 「認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第13. 「認定第4号 令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」の4議案を一括議題とします。

4議案につきましては、決算審査特別委員会へ付託してありました。その報告書が、提出されております。決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。山城 太決算審査特別委員会委員長。

○ 山城 太 決算審査特別委員会委員長 おはようございます。では、決算審査特別委員会委員長報告。決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

9月14日の本会議で付託されました、認定第1号「令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定」から、認定第4号「令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」に至る、令和元年度決算認定の審査のため、17日に村長はじめ各担当課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査を行いました。

審議中出た質疑並びに答弁・説明の詳細は省略し、概要の報告とさせていただきます。

村税の不納欠損額、及び収入未済額についての質疑があり、どうしても払える状態ではないことが理由であった。またコロナ禍の影響もあり、国の制度でいろいろな形で支援する対策があるので、徴収猶予や減免制度等の活用の案内し、そして収納の相談等を行い、きめ細かな対応対策を心掛け徴収にあたる。との答弁・説明がありました。

また今帰仁城跡ガイド強化事業への質疑で、ボランティアではなく有料化の調査研究をする。と答弁・説明がありました。

北山高校魅力化事業公営塾の質疑では、講師が足りない状況であり、生徒が待機している状況で講師も募集中である。との答弁・説明がありました。

水道事業会計では、有収水率のマイナス要因の質疑に対し、いろいろ調査した結果、原因場所がほぼ特定でき、漏水補修を行った。年末までには回復すると考えている。と答弁・説明がありました。

最後に、執行部に対し、膨大な資料を積極的に提出していただいたことに感謝申し上げ、委員長報告といたします。

○ 座間味 薫 議長 討論及び採決については、1議案ごとに行います。

日程第10. 「認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第11. 「認定第2号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第12. 「認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採

決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第13. 「認定第4号 令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第14. 「陳情第5号 「1年単位の变形労働時間制」を導入しないことを求める陳情」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

令和2年9月30日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

総務文教委員長 座間味 邦 昭

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月14日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第5号	「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める陳情	採択すべきもの	学校現場における教職員の長時間労働を是正し、児童生徒の健全な育成、適切な学習権保障のためにも拙速な変形労働時間制を導入せず、各市町村教育委員会や教職員団体等関係団体との協議を重ね、慎重な検討を行うことを要請する。 また教職員の業務負担を軽減するためにも教職員の定員増を強く求める。	

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15. 「陳情第6号 「県産品の優先使用について(要請)」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 與儀常次 経済建設委員長

令和2年9月30日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月14日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第6号	県産品の優先使用について (要請)	採択すべき もの	<p>本県経済は、首里城焼失、豚熱発生に加え、新型コロナウイルス感染拡大により、観光需要の減少、イベント中止、学校の休校、外出自粛等その影響で大きく落ち込んでいる。</p> <p>県産品愛用は、地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与している。</p> <p>よって、県内企業への優先発注県産品の優先使用について、啓蒙啓発に今まで以上に全県民一体となって取り組む必要がある。</p>	

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第6号 県産品の優先使用について(要請)」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第6号 県産品の優先使用について(要請)」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16. 「意見書第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員

令和2年9月30日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

提出者 山 城 太
賛成者 島 袋 誠
〃 與 儀 常 次
〃 上 原 祐 希
〃 吉 田 清 尊
〃 與那嶺 透
〃 座間味 邦 昭
〃 玉 城 みちよ
〃 與 那 勝 治
〃 嘉 陽 崇

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その

際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣
経済産業大臣 内閣官房長官 経済再生担当大臣 まち・ひと・しごと創生担当大臣

○ 座間味 薫 議長 「意見書第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」は、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第17. 「意見書第4号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める意見書」を議題

とします。

本件について委員長の説明を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

意見書第4号

令和2年9月30日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

提出者	座間味	邦 昭
賛成者	與那嶺	透
〃	山 城	太
〃	玉 城	みちよ
〃	吉 田	清 尊
〃	島 袋	誠
〃	上 原	祐 希
〃	與 那	勝 治
〃	與 儀	常 次
〃	嘉 陽	崇

「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める意見書

教職員の「働き方改革」の一つとして「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」と略）の一部改正案が文部科学省より提出され、昨年12月4日可決成立しました。これにより、都道府県・政令市の条例で公立学校に「1年単位の変形労働時間制」の導入が可能となりました。入学式や新学期で忙しい4月の労働時間を長くして、夏休みなどで授業等が減る8月の労働時間を短くして、教職員がまとまった休みをとれるようにすることを想定したものです。

今日、教職員の長時間労働は全国的に問題化し、文科省調べ（2016年）でも時間外労働・月80時間の「過労死ライン」を越えて働く教職員は、中学校で約6割、小学校で約3割に上ります。特に沖縄の教職員の病気休職者率・精神疾患患者率は全国ワーストで、しかも11年間も更新しているという不名誉な記録は

深刻な事態です。

さらに小学校は今年度から（中学校は来年度から）新学習指導要領が完全実施され、その対応で教職員の業務はむしろ増加する傾向にあります。ましてや新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国一斉休校や夏休み短縮、行事見直しなどを余儀なくされ、コロナ対策（検温や手洗い、マスク指導、3密防止等）での新たな負担増の中で、児童生徒の学習権を保障するための努力がなされています。

このような学校現場の実態を見るにつけ「1年単位の変形労働時間制」の導入は、教職員の働き方改革・長時間労働の解消とは程遠いものでしかありません。むしろ、30人以下学級の実現と教職員定数増、スクールカウンセラーや学習指導支援員等の全校配置・増員、あるいはコロナ対策のための検温や消毒作業を担うサポートスタッフの全校配置・増員などを通して、教職員の業務負担の軽減を図ることが求められています。さらに根本的には、教職員の長時間勤務の「温床」とも言うべき「給特法」の1日も早い改正が求められており、現場実態の是正にそぐわない「1年単位の変形労働時間制」導入には大きな懸念が残ります。

よって、今帰仁村議会は、学校現場における教職員の長時間労働を是正し、児童生徒の健全な育成、適切な学習権保障のためにも、拙速な変則労働時間制を導入せず、各市町村教育委員会や教職員団体等関係団体との協議を重ね、慎重な検討を行うことを要請します。

記

- 1 改正「給特法」による「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
- 2 深刻な教職員の長時間労働実態を早急に是正するため、「給特法」の抜本的改正に向け、国、文科省に強く働きかけること。
- 3 教職員の業務負担を軽減するためにも、教職員の定員増を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月30日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長

○ 座間味 薫 議長 「意見書第4号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第4号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第4号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第18. 「決議第5号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める決議」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

決議第5号

令和2年9月30日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

提出者	座間味	邦	昭
賛成者	與那嶺		透
	〃	山	城 太
	〃	玉	城 みちよ
	〃	吉	田 清 尊
	〃	島	袋 誠
	〃	上	原 祐 希
	〃	與	那 勝 治
	〃	與	儀 常 次
	〃	嘉	陽 崇

「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める決議

教職員の「働き方改革」の一つとして「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置

法」(以下、「給特法」と略)の一部改正案が文部科学省より提出され、昨年12月4日可決成立しました。これにより、都道府県・政令市の条例で公立学校に「1年単位の変形労働時間制」の導入が可能となりました。入学式や新学期で忙しい4月の労働時間を長くして、夏休みなどで授業等が減る8月の労働時間を短くして、教職員がまとまった休みをとれるようにすることを想定したものです。

今日、教職員の長時間労働は全国的に問題化し、文科省調べ(2016年)でも時間外労働・月80時間の「過労死ライン」を越えて働く教職員は、中学校で約6割、小学校で約3割に上ります。特に沖縄の教職員の病気休職者率・精神疾患患者率は全国ワーストで、しかも11年間も更新しているという不名誉な記録は深刻な事態です。

さらに小学校は今年度から(中学校は来年度から)新学習指導要領が完全実施され、その対応で教職員の業務はむしろ増加する傾向にあります。ましてや新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国一斉休校や夏休み短縮、行事見直しなどを余儀なくされ、コロナ対策(検温や手洗い、マスク指導、3密防止等)での新たな負担増の中で、児童生徒の学習権を保障するための努力がなされています。

このような学校現場の実態を見るにつけ「1年単位の変形労働時間制」の導入は、教職員の働き方改革・長時間労働の解消とは程遠いものでしかありません。むしろ、30人以下学級の実現と教職員定数増、スクールカウンセラーや学習指導支援員等の全校配置・増員、あるいはコロナ対策のための検温や消毒作業を担うサポートスタッフの全校配置・増員などを通して、教職員の業務負担の軽減を図ることが求められています。さらに根本的には、教職員の長時間勤務の「温床」とも言うべき「給特法」の1日も早い改正が求められており、現場実態の是正にそぐわない「1年単位の変形労働時間制」導入には大きな懸念が残ります。

よって、今帰仁村議会は、学校現場における教職員の長時間労働を是正し、児童生徒の健全な育成、適切な学習権保障のためにも、拙速な変則労働時間制を導入せず、各市町村教育委員会や教職員団体等関係団体との協議を重ね、慎重な検討を行うことを要請します。

記

- 1 改正「給特法」による「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
- 2 深刻な教職員の長時間労働実態を早急に是正するため、「給特法」の抜本的改正に向け、国、文科省に強く働きかけること。
- 3 教職員の業務負担を軽減するためにも、教職員の定員増を求める。

以上、決議する。

令和2年9月30日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県議会議長

○ 座間味 薫 議長 「決議第5号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める決議」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第5号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める決議」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第5号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める決議」は、原案のとおり採択されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時58分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

日程第19. 「決議第6号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、吉田清尊議員の退場を求めます。

(吉田清尊議員 退場)

ここで、「会議録署名議員の追加指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名しましたが、会議録署名議員が退席しましたので、8番 與那勝治議員を追加指名いたします。

本件について提出者の説明を求めます。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員

決議第6号

令和2年9月30日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者 島 袋 誠

賛成者 山 城 太

〃 上 原 祐 希

〃 與那嶺 透
〃 座間味 邦 昭
〃 玉 城 みちよ
〃 與 那 勝 治
〃 與 儀 常 次
〃 嘉 陽 崇

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

日本弁護士連合会の第60回人権擁護大会シンポジウム報告書によると、性犯罪は、被害者が被害を届け出ないことにより顕在化しない事案が多い犯罪とも言われ、種々の犯罪被害の中でも、警察への被害申告率が相当に低いことが指摘されている。

こうした中、令和2年6月12日に招集された第2回定例会において、吉田清尊議員から性的暴行を受けたとする女性から、事件以後の精神的・肉体的苦痛と今後の同様な被害拡大防止の観点から当該議員に対する厳しい対応を求めた嘆願書を受け、吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。

これは、「村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表者として良心と責任感をもって、自己の地位に基づく影響力を行使することによって村民の疑惑を招くことのないよう行動するとともに、議員の品位を保持し識見を養うよう努めなければならない」とする、議員としての高い政治倫理を求める今帰仁村議会基本条例第16条の趣旨に基づく決議である。

国による性犯罪被害者の誰もが充実した支援を受けられるよう環境整備が進められている中で、住民にとって最も身近な存在であるべき議会議員が疑いをもたれること自体が問題である。

本村議会としては、吉田清尊議員に対してその後もこの件についての説明を求めているが、疑惑を晴らすための説明が果たされていない。

よって、今帰仁村議会は吉田清尊議員に対し、今回の行為の社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人としての自らの責任を痛感し、速やかに議員辞職することを再度求める。

以上、決議する。

令和2年9月30日

沖縄県今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま除斥されている吉田清尊議員から、地方自治法第117条ただし書の規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、吉田清尊議員の申し出に同意することに決定しました。

吉田清尊議員の入場を許します。

(吉田清尊議員 入場)

○ 座間味 薫 議長 これから吉田清尊議員の発言を許します。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 私は犯罪行為にあたることをしていません。その証拠に検察庁は私を不起訴処分にはしていません。

○ 座間味 薫 議長 それでは、ここで再度吉田清尊議員の退場を求めます。

(吉田清尊議員 退場)

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「決議第6号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を採決します。

この採決は起立によって行います。

「決議第6号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって「決議第6号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」については、原案のとおり可決されました。

吉田清尊議員の入場を求めます。

(吉田清尊議員 入場)

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和2年第3回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午後0時37分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 玉 城 みちよ

署名議員 與 那 勝 治